

電気工事業登録証の再交付のご案内

登録証を汚損または紛失された場合、再交付することが出来ます。

1 申請に必要なもの

(1) 登録証再交付申請書 (様式第 13)

(2) 電気工事業者登録証

※登録証を紛失された方は顛末書を添付してください。

(3) 手数料 2,200円

- ・滋賀県収入証紙を申請書に貼付してください。
- ・滋賀県収入証紙は、滋賀銀行、滋賀県各合同庁舎等で取り扱っています。
- ・申請受付窓口での支払いの場合は、キャッシュレス決済による支払いも可能です。

2 申請方法

持参または郵送による。

(郵送の場合は書留(簡易書留)を使用してください。)

申請先：滋賀県防災危機管理局 電気担当

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号(危機管理センター4階)

受付時間：9:00～17:00(土・日・祝日を除く。)

3 交付

登録証の交付は、受付後、約10日間程度で郵送(配達記録)により行います。

4 記入上の注意点

(1) 登録証再交付申請書(様式第13)の氏名または名称を記入する欄には、法人の方は法人名、個人の方は個人名(営業所名ではありません)を記入してください。

(2) 登録証再交付申請書(様式第13)の電話番号を記入する欄には、日中につながる番号を記入してください。

(3) 記入方法について、不明な点があれば、防災危機管理局電気担当(TEL:077-528-3433)までお問い合わせください。

申請の内容に不備がないか、申請前にいま一度お確かめください。



申請・お問い合わせ先

滋賀県防災危機管理局 電気担当

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

TEL: 077-528-3433 FAX: 077-528-6037

E-mail: as0003@pref.shiga.lg.jp

登録証再交付申請書

×整理番号	
×受理年月日	
×再交付年月日	

年 月 日

滋賀県知事 様

郵便番号 〒

住 所

氏名または名称

法人にあっては代表者の氏名

電話番号 ()

登録証の再交付を受けたいので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第12条の規定により、次のとおり申請します。

1 登録の年月日および登録番号

年 月 日 知事登録 第 号

2 再交付の理由

(備考)

- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- ×印の項は、記載しないこと。

滋賀県収入証紙貼付欄

(以前に持っていた登録証を紛失された方)

顛 末 書

年 月 日

滋賀県知事 様

住 所

氏名または名称

法人にあつては代表者の氏名

この度、私は、下記の理由により電気工事業者登録証を紛失してしまいました。今後、紛失した登録証が発見された時は、速やかに返納いたします。

1 紛失理由

2 登録の年月日および登録番号

年 月 日 滋賀県知事登録 第 号